2025.11.23.　　「聖霊を受けて」　宮崎教会にて（宮崎市三教会講壇交換）

新約　ローマの信徒への手紙　８章１２～１７節

１．はじめに

初めてこの講壇に立たせていただきます。宮崎中部教会の小堀康彦と申します。今年の４月から宮崎中部教会に赴任してまいりました。遅ればせながら、就任式には張先生はじめ教会の方もきていただき、ありがとうございました。前任地は富山で２１年、その前は京都の舞鶴で１７年教会に仕えておりました。伝道者となって３つ目の教会です。先日、前任地の青年から教会の近くの黄色に黄葉した大きな銀杏並木と真ん中に見える雪を被った立山の写真が送られてきました。私も返信するのに県庁の前の青々とした並木を送ったところ、「す、凄い」という返信が来ました。富山ですと、もういつ雪が降ってもいいように冬用のタイヤに替えなければならないのですが、宮崎ではそんな心配もなく、新しい生活に戸惑いながらも楽しく過ごさせていただいています。また、私が居なくなったら今年は富山にも何度も熊が出てきているようで、何か申し訳ないような気もしています。九州には熊がいないと聞いて、安心しています。熊の被害に遭われた方、日々の生活で不安を抱えている人たちに、主の守りと平安をお祈りします。

初めての教会での説教というのは、聖書の箇所をどこにするかも本当に迷って困ってしまうのですけれど、それで、私共キリスト者は何者なのか、どのような恵みを与えられているのか、そのことがはっきりと示されているこの箇所にしました。私共に与えられております神様の恵みを、ご一緒に新しいく受け取り直して、共々に御名を誉め讃えたいと願っております。

２．神の子

まず最初に、私共に与えられている大きな恵みは、私共は「神の子」とされているということです。これは本当にすごいことです。この神様というのは、天と地とその中にある全てを造られた神様です。永遠から永遠まで生きておられる、全知全能の神様です。聖なる神、ただ独り神様です。その神様の子とされている。これはただただ驚くべきことです。私共の中に、神様の子としていただくのに相応しいところなど、何もありません。そもそも、このただ独りの神様の御子は一人だけ、イエス・キリストだけです。ところが、神様は私共の父となってくださり、私共を神様の子としてくださいました。私共は神様の子としていただくのに相応しいことを何かしたでしょうか？何もしていません。それなのに、神様は私共を「神の子」としいて受け入れてくださいました。「我が子よ」と御声をかけてくださり、我が子として愛してくださいます。そして、その全知全能の御力を

もって私共の一日一日を守り支え導いてくださいます。イエス様も「7:11 このように、あなたがたは悪い者でありながらも、自分の子供には良い物を与えることを知っている。まして、あなたがたの天の父は、求める者に良い物をくださるにちがいない。」（マタイ 7:11）と告げられました。私共の地上の生涯の歩みは、この私共を「我が子よ」と呼んでくださる神様の恵みの御手の中にあります。何とありがたいことでしょう。「神の子」とされているという恵みの前には、私の先祖は〇〇であるとか、社会的な地位や立場などというものは、全くつまらないものでしかありません。また、私共の本当の価値は、何が出来るとか、出来ないとか、何をもっているとか、そんなことによって決まるものではなくて、実に神様から「我が子よ」と呼ばれる存在である。ここに私共の絶大な価値があるということなのでしょう。

この父なる神様と神様の子としての私共の関係は、神様が与えてくださったものです。私共はどんなに頑張ったところで、全能の神様の子になれるはずもありません。しかし、神様の方から私共が神の子となる道を、御子イエス・キリストを与えてくださることによって開いてくださいました。真の神の独り子が、私共と同じ人間になって、私共の一切の罪の裁きを、私共に代わって、私共のために、十字架の上でお受けになってくださいました。そうして、私共はただイエス様を「我が主、我が神」と信じ、受け入れるだけで、神様は私共を「我が子」として受け入れてくださいました。イエス様を「我が主、我が神」と信じ、受け入れるだけで、私共はイエス様と一つに結ばれ、一体としていただきます。そのようにして、私共は「神の子」とされたわけです。これが、「救われた」ということです。神の子とされるのは、ただ一人の神の御子であるイエス様と一つに結び合わされるからです。神様が私共をイエス様を着た者として見てくださるからです。この恵みが、見える形で現されているのが洗礼と聖餐です。

３．聖霊を受けて①　「アバ、父よ」

ここで、私共が「神の子」とされている恵みの事実を、何によってはっきり確認できるかが記されています。それは大それたことではありません。15 節ｂに「この霊によってわたしたちは、「アッバ、父よ」と呼ぶのです。」と記されておりますように、私共が神様に向かって「アッバ、父よ」と呼ぶことができる、この事実こそが私共が神の子とされている動かぬ証拠なのです。私共は、毎日「父なる神様」といって祈ります。しかし、これは当たり前のことではありません。幼いときから教会に集っていた方には、当たり前のように感じるかもしれませんけれど、私は 18 歳で教会に集うようになって、20 歳で洗礼を受けましたけれど、それまで神様に対して「父よ」などと呼びかけたこともありませんでしたし、そんなことは想像したこともありませんでした。正月には宮崎神宮にたくさんの方が初詣をすると思いますけれど、その中の一人でも神武さんに向かって「父よ」

と呼びかけて祈る人は居ません。当たり前のことです。それは八幡さんにしても同じです。しかし、私共は神様に向かって「父よ」と呼びます。それは、神様に向かって「父よ」と呼べる方、ただ独りの御子であるイエス・キリストの霊、つまり聖霊を私共が受けているからです。聖霊を受けることなく、神様に向かって「父よ」と呼んで祈ることなど、誰にも出来ません。もし、皆様の中に、まだ洗礼を受けておられない方がいるなら、「父なる神様」と言えるかどうか、自問自答していただきたいと思います。そして、自分は「父なる神様」と言って祈れるということならば、既に聖霊を受けているのですから、何も心配することなく、「洗礼を受けたいです」と申し出られたら良いです。神様に向かって、「父よ」なんて口だけなら誰でも言えると思うかもしれませんけれど、言えません。５０年前の私は言えませんでした。

さて、宮崎教会には共愛幼稚園が併設されています。私の初任地の教会も幼稚園を併設しておりました。子どもの声が響いている教会は良いですね。張先生も子ども達に慕われていることと思いますけれど、それでも張先生を「お父さん」と呼ぶ子どもはいないでしょう。呼ばれたら大変ですよね。どんなに親しくても、お父さんと呼べるのはその人の子どもだけです。私共が、神様に向かって「父よ」と呼べるのは、神の独り子であるキリストの霊、すなわち聖霊を受けているからです。聖霊というのは父なる神様の霊であり、また子なるキリストの霊でもあります。「聖霊を受ける」とか「聖霊を受けている」と言いますと、何か特別なことが起きるとか、不思議な業が出来るようになるようなイメージを持たれる方がおられるかもしれません。勿論、そのような場合もあるでしょう。けれど、そんな大それたことばかりを考える必要はありません。「父なる神様」と言えたなら、もう聖霊を受けているのです。聖霊なる神様は、いつでも、どこでも、どんなときでも、私共の中に、私共と共に、そして私共と隣り人の交わりの中におられます。

４．聖霊を受けて②　自らの業ではなく

私はずいぶん長い間、この聖霊なる神様のことが良く分かりませんでした。ピンとこなかったと言った方が良いでしょうか。その理由が、今ははっきり分かります。それは、聖霊なる神様の御業を、自分の業と勘違いしていたからです。つまり、聖霊なる神様が私を導き、促し、礼拝に集わせ、様々な奉仕を担わせ、教会学校の教師をさせ、祈りと賛美をさせてくださっていたのに、それらのことを自分の努力、自分の熱心、自分の優しさの様に思い違いをしていたからです。今朝私共はここに集いましたけれど、確かにこのために私共は早く起き、準備をして、ここに集ってきたわけです。しかし、そのようにしようと私共を促してくださり、導いてくださったのは聖霊なる神様です。聖霊なる神様のお働き無しに、私共は誰一人ここに集うことは出来ませんでした。聖霊なる神様はいつでも、どこでも、私共と共にいて、私共に働きかけ、促しを与え、具体的に道を開いてくださ

っています。このことに気づきませんと、私共はいつまでも「私が信じる」「私が祈る」「私が奉仕する」といった具合に、聖霊なる神様の御業を私の業としか受け取れないという、大きな誤解から解き放たれることはないでしょう。その結果、聖霊が分からない。そういうことになってしまうのだと思います。私共の信仰の歩みは、最初から最後まで、徹底して聖霊なる神様の御業です。台所でお皿を洗いながら賛美するなら、そこに聖霊なる神様はおられます。愛する者のために、一言祈りを捧げるなら、そこに聖霊なる神様は働いておられます。

だからこそ、私共は安心して信仰の歩みを続けていけば良いのです。私共は実に頼りない者で、困難なことがあればすぐに「神様は本当に私共のことを愛しておられるのか」と神様への信頼が揺らいでしまいます。「私の信仰は揺らぐことがない」などと言い切れる人は居ません。私共は弱く、明日のことも分からない者です。だから、揺らぐのです。しかし、聖霊なる神様は揺らぐことがありません。私共を必ず、御国へと、救いの完成へと導いてくださろうとし続けてくださいます。何故なら、私共が受けた聖霊は「人を奴隷として再び恐れに陥れる霊ではな」いからです。つまり、これをしたら救われないのではないか、もしこうなったらどうしよう、と様々な不安や恐れを持つ私共ですが、聖霊なる神様は私共に働いてくださって、「大丈夫。主イエスを信じなさい。主が道を開いてくださる。恐れることはない。」と励まし、支え続けてくださいます。この聖霊なる神様が、聖書の言葉を通して、礼拝において、賛美歌を歌う中で、祈りの中で私共に語りかけ、促し続けてくださいます。その御言葉を受け続けるならば、私共は持ち堪えることが出来ます。そして、そこに証しが立てられていきます。

５．聖霊を受けて③　証しを立てる

牧師をしておりますと、信徒の方から色んな相談を受けます。大抵は、困り果てた状態での相談です。まだ何とかなると思うときには、あまり牧師のところに相談しには来ないんですね。これは大変だ。どうしよう。もう打つ手はないのではないかと思われるような時、いよいよどん詰まりになって相談に来られる。そういう相談に与るとき、具体的な「こうしてはどうですか？」などと言える場合は、ほとんどありません。ただ、話を聞いて、祈りを合わせる。神様が働き、道を開いてくださることを願い求める。それしか出来ないときがほとんどです。しかし、私はその時、同時にこう思うのです。「今は、証しが立てられるときだ。」自分としても、もう何も出来ない。出来ることがない。前も後ろも右も左も、八方塞がり。そういう状態の中で、しかし、天だけは開いているわけです。その天に向かって「父なる神様」と祈る。神様がその祈りに答えてくださり、事を起こしてくださるならば、動かないと思っていた目の前の現実が動くならば、そこに道が開くならば、そこで「確かに主は生きて働いてくださった」という証しが立つでしょう。キリスト者は、その証

しを立てるために召されている。皆さんも、、生涯の中でそのような経験を何度かしているのではないでしょうか。私にもそのような経験があります。今日はそのことには触れませんけれど、そのような証しが生き生きと語られる教会は、本当に頼もしいし、力があると思います。

６．キリストと共同の相続人

では、「神の子」とされた私共に与えられる恵みとは、どのようなものなのでしょうか。キリストと一つにされている、聖霊を与えられている、「父よ」と祈ることができる。それらは勿論、とてつもなく大きな恵みです。しかし、それに加えて、更に私共はとんでもない恵みが約束されています。それは 17 節ｂ「神の相続人、しかもキリストと共同の相続人」とされているということです。つまらないことを申し上げますが、ここで「神の相続人」と言われていますけれど、神様は死ぬことはないので、私共が相続することは永遠にない、と言われているわけではありません。「相続」というのは、その人の子どもであれば、その子どもがどんな子どもであるかに拘わらず受け取ることが出来るものです。出来の良い子どもも、出来の悪い子ども関係ありません。神の子とされている私ども全てに等しく与えられることになっているということです。そして、それは今は自分のものとはされてはいない。時が来なければ、私共のものにならない。それが「相続」という「たとえ」をもってここでパウロが告げようとしたことです。

天地を造られた父なる神様が持っている満ち満ちる豊かさ。皆さんはどんなイメージを持たれるでしょうか。その全てを私共は相続する、神様から受け継ぐというのです。それは本来ならば御子イエス・キリストが受け取るものです。それを私共も受け取る。キリスト共に受け取る。何という幸いでしょう。この受け取るものは、ペトロの手紙 1 の 1：4 の言葉で言えば「天に蓄えられている、朽ちず、汚れず、しぼまない財産」ということになりましょう。それは永遠の命であり、神様との親しい交わりであり、全き愛であり、全き信頼であり、全き平安であり、全き祝福であり、全き喜びであり、全き謙遜でありましょう。それが全て与えられるのです。それが私共に与えられている約束です。ここに私共の決して失われることのない希望があります。パウロがⅡコリント 4:18 ｂで「見えるものは過ぎ去りますが、見えないものは永遠に存続する」と告げていますように、この神様から受け取るものは私共の目には、今は見えません。見えないということは、あるかどうか分からないということではなくて、肉体の死をもっても失われることのないもの、永遠に存続するものだということです。目に見えるものは、私共に真の希望を与えることは出来ません。それは必ず「過ぎ去り」、やがては失われていくものだからです。しかし、神様が私共に与えようとお決めになっているものは、この肉体が滅びても、天地が滅びても、決して失われることのないものです。ここに私共の確かな希望があります。この希望は、自らの死さえも超えるのですから、地上のどん

な困難によっても失われることのない希望です。私は、これを「強靭な希望」と呼んでいます。シャボン玉のように、淡く、少しの風によっても壊れてしまうよな、脆弱な希望ではありません。私共の肉体の死さえも超えて失われることのない希望、それが今、私共に与えられています。何と幸いなことでしょう。

７．キリストと共なる苦しみ

ところで、私共はこの地上の生涯において、様々な苦しみに出会います。突然見舞われる自然災害、愛する者の死、こじれてしまった人間関係、経済的な困難、病気や老いや介護、それと無関係に過ごせる人はおりません。しかし、その時、私共は自分のその苦しみが「私だけ」のことであるかのように思いがちですけれど、そうではありません。その苦しみは、「キリストと共に」ある苦しみなのです。その苦しみの中で、私共は十字架のキリストと最も近しくあります。イエス様が十字架の上で「我が神、我が神、なぜわたしをお見捨てになったのですか」マルコ（15:34）と叫ばれた言葉は、様々な受け止め方があります。今、それを丁寧にお話しするいとまはありませんけれど、私はこのイエス様の言葉をこう受け止めています。「イエス様が私のために、私に代わって、神様に向かって叫ばれた」言葉だ。神様に向かって、「神様、どうして私はこんな目に遭わなければならないのですか、どうしてですか。」と叫ぶとき、私共は一人ではありません。十字架のイエス様が、私と共に叫んでくださっている。そして、そのように叫ぶ私共に、今朝与えられた御言葉はこう約束しています。「キリストと共に苦しむなら、共にその栄光をも受ける」（17 節ｂ）復活されたイエス様の栄光を私共は受けることになっている。そう聖書は約束しています。この約束をしっかり受け止めて、ここから始まる新しい一週間を、聖霊なる神様の導きの中、健やかに御国に向かっての歩みを為してまいりたいと心から願います。

お祈りいたします。

恵みと慈愛に富たもう、全能の父なる神様。

あなた様は今朝、御言葉を通して、私共一人独りに「私共が神の子とされていること」「聖霊を受けていること」「証しを立てる者であること」「キリストと共同の相続人とされていること」を教えてくださいました。ありがとうございます。まことに、驚くばかりの恵みの中に生かされている私共です。この恵みをしっかり受け止めて、御名を誉め讃えつつ、それぞれ遣わされている場において、キリスト者として為すべき業に励みつつ、歩ませてください。ただただ、聖霊なる神様の導きと守りと支えとを祈り願います。

この祈りを私共の救い主、主イエス・キリストの御名によってお祈りいたします。アーメン